

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	岩手県盛岡市

盛岡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 盛岡市農林部農政課

所 在 地 岩手県盛岡市若園町 2 番 18 号

電 話 番 号 019-613-8457

F A X 番 号 019-653-2831

メールアドレス nosei@city.morioka.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カモシカ ハクビシン、タヌキ、キツネ、アナグマ、アライグマ、テン、カ ラス、スズメ、カルガモ、ムクドリ、ヒヨドリ、キジバト、ドバ ト
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	盛岡市全域及び盛岡市区界牧野

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の状況	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	水稻	104 千円／8a
	果樹	5,672 千円／95a
	飼料作物	423 千円／48a
	野菜	62 千円／5a
	その他（くり）	35 千円／1a
	その他（養蜂箱）	120 千円
	その他（牧草ロール等）	354 千円
	小 計	6,769 千円／156a
ニホンジカ	水稻	2,355 千円／180a
	豆類	18 千円／1a
	果樹	5,461 千円／92a
	飼料作物	927 千円／159a
	野菜	1,309 千円／10a
	小 計	10,070 千円／442a
イノシシ	水稻	177 千円／14a
	飼料作物	318 千円／47a
	野菜	120 千円／8a
	その他（じゃがいも等）	73 千円／1a
	その他（牧草ロール等）	36 千円
	小 計	723 千円／70a
ニホンザル	—	—

カモシカ	水稻	13 千円／1a
	飼料作物	124 千円／9a
	野菜	46 千円／2a
	小 計	182 千円／12a
ハクビシン	豆類	85 千円／6a
	果樹	464 千円／11a
	野菜	381 千円／5a
	その他（じゃがいも）	17 千円／1a
	小 計	948 千円／22a
タヌキ	果樹	32 千円／1a
	野菜	7 千円／1a
	小 計	39 千円／1a
キツネ	野菜	—
アナグマ	野菜	—
アライグマ	—	—
テン	果樹	—
獣類	計	18,730 千円／702a
カラス	水稻	2,500 千円／191a
	麦類	240 千円／286a
	果樹	2,800 千円／47a
	野菜	4,000 千円／71a
	小 計	9,540 千円／594a
スズメ	水稻	650 千円／50a
カルガモ	水稻	2,500 千円／191a
ムクドリ	果樹	2,800 千円／47a
ヒヨドリ	果樹	2,800 千円／47a
キジバト・ドバト	麦類	1,000 千円／1,191a
鳥類	計	19,290 千円／2,119a
合 計		38,020 千円／2,820a

備考1 「じゃがいも」については、他の野菜類と異なり、作物別の被害単価が示されていないことから、集計上「その他」に分類している。

備考2 小数点以下の端数処理関係で、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 被害の傾向

【ツキノワグマ】

盛岡市内のほぼ全域で出没・目撃が確認されており、農作物被害は、北上山系では上米内から乙部にかけての地域、及び根田茂、砂子沢、薮川等の中山間地域、奥羽山系では繋から湯沢にかけての地域が顕著である。主な被害品目は、果樹（りんご、もも、なし等）、飼料作物（牧草ロール等）であり、養蜂箱等への被害も発生している。

近年では、人里周辺での出没が増加してきており、納屋や畜舎に侵入するといった行動や、民家付近・通学路等への出没がみられている。特に、過去最多の出没・捕獲頭数を記録した令和5年度は、市街地への出没件数が123件にわたるなど、人身被害の発生が危惧されている。

【ニホンジカ】

生息域は、市内全域に広がっている。目撃情報が少なかった奥羽山系の地域でも、農作物被害の通報が増加傾向にある。

北上山系の地域では、水稻や野菜、雑穀などの被害のほか、りんごの幼木や樹皮、花芽の食害が発生するなど、年間を通して被害がある。道路法面の採食による法面の崩落、市営墓地での供花の食害や糞害等の生活環境被害も発生している。

盛岡市内で、最も農作物被害を及ぼしている鳥獣であり、また、個体数も年々増加傾向にあることから、引き続き集中的な対策が必要である。

【イノシシ】

猪去や飯岡、繋等の盛岡市西部を中心に、畦畔や樹園地の掘り起こし、水稻の倒伏等の農作物被害が発生している。

近年では、大ケ生、黒川、砂子沢、薮川、川目等の盛岡市東部でも出没や痕跡がみられ、令和5年度には茶畑地区の住宅密集地での目撃が確認された。個体数の増加だけでなく、生息域の急激な拡大がみられるため、迅速かつ集中的な対応が必要となっている。

【ニホンザル】

これまでに上米内、新庄、砂子沢、繋、猪去の各地区で目撃されており、令和6年には、上堂地区等の住宅密集地での目撃が確認された。

果樹や野菜等への農作物被害は確認されていないが、生息域の拡大が懸念されることから、今後、農作物被害・人身被害の両面で注意を払う必要がある。

【カモシカ】

出没・目撃が増加しており、個体数が増加しているものと思料される。足跡の痕跡等から、カモシカによる食害と断定できる農作物被害が確認されている。

【ハクビシン】

市全域において、果樹（ぶどう等）への被害が確認されているほか、令和5年度には、乙部地区のぶどう園で大規模な食害が発生した。市街地での目撃情報が相次いでおり、生活環境被害の増加及び生息域の拡大が懸念される。

【タヌキ】

市全域において、野菜（スイートコーン等）や野菜（イチゴ等）などの被害が確認されている。また、近年は、市街地での目撃や糞尿被害が増加傾向にあり、生活環境被害の増加及び生息域の拡大が懸念される。

【キツネ・アナグマ】

市内全域において野菜等の農作物被害が確認されているほか、人家敷地内での糞尿被害も増加傾向にある。

【アライグマ】

令和3年に猪去地区の山林に設置されたセンサーカメラで個体を確認。特に目撃や農作物被害の情報は寄せられていないが、繁殖能力を勘案すると、被害が急増する可能性もあることから、早々の対策が必要である。

【テン】

令和6年度に三ツ割地区において果樹の農作物被害が確認されており、今後の被害が懸念される。

【カラス、スズメ、カルガモ、ムクドリ、ヒヨドリ、キジバト、ドバト】

カラスは、市内全域において農作物被害があり、特に水稲、野菜、果樹への被害が目立っているほか、市街地における糞尿、鳴き声といった生活環境被害も問題となっている。

また、スズメとカルガモは水稲、ムクドリとヒヨドリは果樹、キジバトやドバトについては麦への被害が目立っている。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値（令和５年度）		目標値（令和９年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ツキノワグマ	6,769 千円	156a	3,392 千円	79a
ニホンジカ	10,070 千円	442a	7,889 千円	346a
イノシシ	723 千円	70a	679 千円	66a
ニホンザル	—	—	—	—
カモシカ	182 千円	12a	109 千円	7a
ハクビシン	948 千円	22a	483 千円	12a
タヌキ	39 千円	1a	28 千円	0a
キツネ	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—
テン	—	—	—	—
獣類 計	18,730 千円	702a	12,580 千円	510a
カラス	9,540 千円	594a	8,214 千円	512a
スズメ	650 千円	50a	553 千円	43a
カルガモ	2,500 千円	191a	2,259 千円	173a
ムクドリ	2,800 千円	47a	2,375 千円	40a
ヒヨドリ	2,800 千円	47a	2,375 千円	40a
キジバト・ドバト	1,000 千円	1,191a	881 千円	1,049a
鳥類 計	19,290 千円	2,119a	16,657 千円	1,855a
合 計	38,020 千円	2,820a	29,237 千円	2,365a

備考３ 小数点以下の端数処理関係で、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・鳥獣被害対策実施隊員と連携し、ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲に努めた。 ・農協や盛岡猟友会が実施するカラスその他の鳥類の捕獲事業に市単独で補助金を交付し、実効性確保に努めた。	・ニホンジカ及びイノシシについては、恒常的に被害が発生しているため、被害が発生する前に捕獲を行う「予察捕獲」の取組を継続して、被害を未然に防ぐ必要がある。 - また、出没・捕獲頭数が増加傾向にあることから、鳥獣被害対策実施隊員

	・盛岡市鳥獣被害防止対策協議会として国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、はこわな等の捕獲用資材の購入や、捕獲従事者のわな見回り負担軽減を図るための ICT 機材を導入し、捕獲活動の支援に努めた。	の更なる技術向上と新たな捕獲の担い手の確保・育成が喫緊の課題である。 ・ハクビシン等の中型獣類の出没や被害が増加傾向にあるため、被害防除及び捕獲体制について検討する必要がある。 ・カラスその他の鳥獣については、捕獲可能な区域が限られていることから、捕獲頭数は減少傾向にある。効率的な捕獲方法を検討する必要がある。															
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	・ツキノワグマの被害が頻発する地区において、地域住民や行政、地元大学、猟友会等が連携して電気柵の設置や草刈等の維持管理、緩衝帯の整備などを実施。出没しにくい環境づくりに取り組んでいる。 ・盛岡市鳥獣被害防止対策協議会として、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、ニホンジカ等対策用電気柵を設置した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>個所数</th><th>延長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 年度</td><td>2 箇所</td><td>3,900m</td></tr> <tr> <td>5 年度</td><td>4 箇所</td><td>6,250m</td></tr> <tr> <td>6 年度</td><td>1 箇所</td><td>450m</td></tr> <tr> <td>計</td><td>7 箇所</td><td>10,600m</td></tr> </tbody> </table> ・市単独の取組として、電気柵設置に要する経費に対して 31 件分の補助を行った。		個所数	延長	4 年度	2 箇所	3,900m	5 年度	4 箇所	6,250m	6 年度	1 箇所	450m	計	7 箇所	10,600m	・地域によって鳥獣被害を防除する意識が軽薄である。また、被害防除は複合的な対応が必要であるが、捕獲のみに頼る者が多い状況である。 電気柵の普及や被害防除のための研修会を通じて、自衛による被害防除意識の底上げを図る必要がある。 また、ニホンジカによる被害は依然として多いことから、対ニホンジカ用電気柵の設置推進に向けた取組を継続する必要がある。
	個所数	延長															
4 年度	2 箇所	3,900m															
5 年度	4 箇所	6,250m															
6 年度	1 箇所	450m															
計	7 箇所	10,600m															
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	・毎年、野生鳥獣の生態と被害防除対策に係るセミナーを開催し、農家や盛岡広域市町の鳥獣被害対策担当者の知識向上につながっている。	・被害防除対策の構築に必要となる地域における生息状況や被害状況、捕獲状況等のデータを分析し、有効な活用方法を検討する必要がある。															

	・ICT や GIS の導入により、捕獲状況等のデータ収集に取り組んでいる。	
--	--	--

(5) 今後の取組方針

① 対象鳥獣の捕獲

鳥獣被害対策実施隊によるわな・銃器による適正な捕獲を推進する。また、盛岡広域鳥獣被害対策連絡会・現地対策チームや盛岡広域鳥獣被害防止対策協議会等との広域連携により、効果的な捕獲方法の研究、広域捕獲の推進及び捕獲従事者の負担軽減に資する捕獲個体処理方法の研究を進める。

② 地域ぐるみの被害防除の推進

地域と連携した緩衝帯の整備や、大学等研究機関との連携による対象鳥獣の効果的な追払い方法の研究を進め、地域ぐるみの被害防除体制の確立に向けた支援を行う。また、先進的な取組を、他の地域へ波及させる。

③ 防除対策の推進

国の鳥獣被害防止総合対策交付金や市の補助事業を活用しながら、被害地域の状況に応じた、電気柵等の侵入防止柵の設置や ICT を活用した対策などを進めるとともに、鳥獣被害対策の研修会の実施などにより、ソフト面での対策の充実を図る。

④ 新たな捕獲の担い手の確保・育成

市単独の狩猟免許取得費補助事業の実施やベテランハンターと新規ハンターとの交流会等を開催し、担い手の確保と定着を推進するとともに、矢巾総合射撃場を活用して、捕獲従事者の更なる技術の向上を推進する。

⑤ ICT を活用した総合的な鳥獣被害対策

捕獲従事者の負担軽減や捕獲実施区域の広域化、効率的な捕獲に資する ICT 機材を活用し、捕獲効率を上げるとともに、アプリの活用により出没や捕獲情報等を効率的に収集し、集約したデータを分析することにより、効果的な鳥獣被害対策につなげる。

また、データを農業者や市民に発信し、自衛意識の向上、被害の予防につなげる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【盛岡市鳥獣被害対策実施隊について】

盛岡猟友会から推薦された 70 名以内の者で組織する。

【ツキノワグマ、ニホンザル、カモシカ、キツネ、アナグマ、アライグマ、テン】

鳥獣被害対策実施隊による調査、追い払い、捕獲に関する業務を実施する。

【ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ】

鳥獣被害対策実施隊を中心に、盛岡市鳥獣被害防止対策協議会の事業と連携のうえ、集中的な捕獲活動を展開する。

また、ニホンジカ及びイノシシについては、市が実施する有害捕獲事業に合わせ、岩手県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業と連携し、捕獲圧を高める。（捕獲実施期間：11 月～2 月）

【カラス等鳥類】

盛岡地域及び都南地域については、農協と盛岡猟友会が捕獲業務を委託契約し、市がその委託料に対して補助金交付することにより、実効性を確保し、適正な捕獲を推進する。

玉山地域については、市が盛岡猟友会に直接補助金を交付し、また、農協が盛岡猟友会に直接負担金を交付して捕獲を実施する。（捕獲実施期間：4 月～10 月）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	全 般	・「鳥獣保護管理事業計画」及び「盛岡市有害鳥獣捕獲等取扱要領」に基づき、適正な捕獲の実施に取り組む。 ・法定猟具を活用し、適正な捕獲を実施する。 ・対象鳥獣による被害状況に応じ、効果的な捕獲機材の導入を行う。 ・担い手の育成に関し、盛岡猟友会等と新規狩猟免許取得者の確保・定着方法について協議・検討を行う。 ・捕獲従事者の負担軽減に資する ICT の導入、捕獲個体処理方法の検討を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
【ツキノワグマ】 市独自の捕獲頭数目標は設定せず、岩手県の「ツキノワグマ管理計画」に基づき適正な捕獲を実施する。また、個体数の減少を防ぐため、被害状況を考慮しつつ、注意喚起や誘引物の除去、追払いなどによる被害防止に努め、これらの効果が得られない場合のみ必要最小限の捕獲を行うこととする。 【ニホンジカ】 農作物被害が依然として深刻化しているため、被害が発生する前に捕獲を行う「予察捕獲」の取組を継続して、可能な限り捕獲を実施するものとし、年間 500 頭の捕獲を目標とする。 【イノシシ】 農作物被害が増加しているため、被害が発生する前に捕獲を行う「予察捕獲」の取組を継続して、可能な限り捕獲を実施するものとし、年間 40 頭の捕獲を目標とする。 【ニホンザル】 大きな農作物被害は発生していないため、具体的な捕獲数は設定しない。今後、被害発生状況に応じ、適正な捕獲頭数を計画する。 【ハクビシン・タヌキ】 近年、農作物被害が増加しているため、可能な限り捕獲を実施するものとし、直近の捕獲数の推移を踏まえ、年間 25 頭の捕獲を目標とする。 【カモシカ、キツネ・アナグマ・テン】 具体的な捕獲目標は設定しないが、被害発生状況に応じ、適正な捕獲数を設定する。 【アライグマ】 農作物被害の情報は寄せられていないが、外来種であることから、可能な限り捕獲数を増加させることを目標とする。 【カラス】 農地のほかごみ集積場がエサ場とされ、被害が広範囲、かつ多品目に及んでいることから可能な限り捕獲数を増加させることを目標とする。 【スズメ、カルガモ、ムクドリ、ヒヨドリ、キジバト、ドバト】 直近の捕獲数の推移を踏まえ、被害の状況により適正な捕獲数を設定する。

対象鳥獣	捕獲実績	捕獲計画数等		
	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
ツキノワグマ	31 頭	設定しない		
ニホンジカ	389 頭	500 頭	500 頭	500 頭
イノシシ	32 頭	40 頭	40 頭	40 頭
ニホンザル	—	被害状況に応じて捕獲頭数を計画する		
カモシカ	—	被害状況に応じて捕獲頭数を計画する		
ハクビシン	21 頭	25 頭	25 頭	25 頭
タヌキ	18 頭	25 頭	25 頭	25 頭
キツネ	—	被害状況に応じて捕獲頭数を計画する		
アナグマ	—	被害状況に応じて捕獲頭数を計画する		
アライグマ	—	可能な限り捕獲を実施する		
テン	—	被害状況に応じて捕獲頭数を計画する		
カラス	1,107 羽	可能な限り捕獲を実施する		
スズメ	90 羽	115 羽	115 羽	115 羽
カルガモ	623 羽	625 羽	625 羽	625 羽
ムクドリ	130 羽	130 羽	130 羽	130 羽
ヒヨドリ	130 羽	130 羽	130 羽	130 羽
キジバト	210 羽	230 羽	230 羽	230 羽
ドバト	60 羽	60 羽	60 羽	60 羽

※ 捕獲実績と計画を比較するため、令和 6 年度捕獲実績を追加

※ カラス、スズメ、カルガモ、ヒヨドリ、キジバトの捕獲に当たっては、岩手県の「第 13 次鳥獣保護管理事業計画」における捕獲実施者 1 人当たりの捕獲等の数を遵守する。

捕獲等の取組内容
【捕獲手段】 獣類の捕獲手段は、基本的にわな（ツキノワグマははこわなに限る）によるが、ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲については、状況により銃器を使用する。ハクビシン等中型獣類の捕獲については、状況により農家等に対し、はこわなの貸出しを実施する。 鳥類の捕獲は、銃器を用いて実施する。（カラスのみわな、銃器を併用。） 【実施予定時期】

捕獲の実施時期は、基本的に農作物被害が発生する時期とする。

カラス等の鳥類及び市が実施するニホンジカとイノシシの有害捕獲実施時期は、4月から10月が中心となる。

ただし、ニホンザル、カモシカ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アナグマ、アライグマ、テンについては、被害状況に応じ、年間を通じて捕獲を実施する。

また、ツキノワグマに限っては、農作物被害のほか人的被害防止のため、4月から3月（冬眠時期を除く）までを捕獲実施予定時期とする。

【実施予定場所】

盛岡市内全域及び盛岡市区界牧野

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

【ライフル銃による捕獲等を実施する必要性】

有害鳥獣による農作物被害防止のため、侵入防止柵の設置や、鳥獣被害対策実施隊によるわなや散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、ツキノワグマ及びニホンジカ、イノシシ等大型獣類に対して半矢の防止、射程距離の延長による効率的な有害捕獲のため、ライフル銃の使用を必要とする場合がある。

【取組内容】

- ・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲

捕獲手段：わな・ライフル銃による捕獲

捕獲予定時期：4月～3月

捕獲予定箇所：盛岡市内全域及び盛岡市区界牧野

- ・ツキノワグマの有害捕獲

捕獲手段：わな・ライフル銃による捕獲

捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
盛岡市	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和7年度 ～ 令和9年度
ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ニホンザル カモシカ ハクビシン タヌキ キツネ アナグマ アライグマ テン	被害状況と被害地域の地理的条件を総合的に判断し、集落住民等関係者と協議のうえ、効果的な柵の種類や規模を決定し、計画的に整備する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
全 般	令和7年度 ～ 令和9年度
	・被害が多発する地域においては、定期的な刈払いの実施による緩衝帯の整備や、電気柵等の設置、維持管理を推進する。 ・大学や農業改良普及センター等の研究機関と連携しながら対象鳥獣の効果的な追払い方法や被害防除技術の研究を進め、必要な機材の検討、導入を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	全 般	・鳥獣被害対策専門員を配置し、電気柵や緩衝帯整備による防除対策や誘引物となる放任果樹等の適正処理等について助言を行うなど、被害防止に向けた集落環境づくりを推進する。 ・被害防止のため、行政や農協、地元自治会など

		の関係団体による協力と連携により、地域ぐるみで被害防止意識の高揚を図り、被害防止に関連する知識や技術向上と、被害防止対策の普及啓発に努める。
--	--	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
盛岡市	「盛岡市ツキノワグマ等市街地等出没時対応マニュアル」に基づく対応
盛岡広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	有害鳥獣捕獲等の許可 有害鳥獣捕獲に関する助言、指導
盛岡東警察署 盛岡西警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言 現場の安全確保及び情報提供
盛岡市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲活動の実施、意見提言

※「盛岡市ツツキノワグマ等市街地等出没対応マニュアル」に基づく。



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

必要に応じて鳥獣の保護及び管理に関する学術研究機関へ提供するほか、自家消費、処理施設での焼却処理、捕獲現場での適切な埋設処理を実施する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した個体の食肉への利活用については、原子力災害対策特別措置法による出荷制限指示の動向を見ながら、先進地の事例などを参考に利活用について検討する。
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の実取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	盛岡市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
盛岡市	協議会の事務局及び鳥獣による被害状況の把握とその対応
岩手中央農業協同組合	盛岡市内（玉山地域を除く）の有害鳥獣による農作物の被害状況の把握、農家の意見収集及び意見提言
新岩手農業協同組合	盛岡市内（玉山地域内）の有害鳥獣による農作物の被害状況の把握、農家の意見収集及び意見提言
岩手県農業共済組合	盛岡市内の有害鳥獣による農作物の被害状況の把握、農家の意見収集及び意見提言
盛岡猟友会	有害鳥獣の捕獲活動に関する取組への協力と意見提言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
盛岡広域振興局農政部 農業振興課	有害鳥獣の捕獲対策の指導、助言
盛岡広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
盛岡農業改良普及センター	鳥獣被害防止対策に関する技術実証・提言、被害防除に関する助言、指導
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣被害対策活動の監視、指導、助言
盛岡市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲活動の実施、意見提言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日	平成 26 年 2 月 13 日
隊員数	70 名以内（盛岡猟友会から推薦された者）
任期	1 年（再任の妨げなし）
職務	・被害の状況調査及び生息調査に関すること。 ・捕獲技術の向上及び担い手の育成に関すること。 ・実施隊員相互の連携及び情報の共有化に関すること。 ・盛岡市鳥獣被害防止計画に掲げる対象鳥獣の捕獲、駆除及び処分に関する事業 ・その他被害防除に関する事業

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、新たな有害鳥獣の出現や農作物被害の拡大などが見られる場合には、協議会の構成機関の追加や、その役割などについて再検討し、体制の強化を図る。

また、鳥獣被害対策実施隊の構成や規模、活動内容についても被害の状況に応じて適宜見直し、効果的な体制づくりを図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、新たな有害鳥獣の出現や大量発生により、計画が現況に適さないと判断される時は、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止対策に努める。

また、近隣市町や盛岡広域鳥獣被害防止対策協議会と連携して、被害状況や捕獲情報等の共有を図る。

